

松 河 戸 遺 跡

調査に至る経過

松河戸遺跡は、春日井市の南東、庄内川と地蔵川に挟まれた沖積地に立地し、西は町田遺跡と接する。松河戸町一帯は近年に至るまで条里制遺構が現存し、文献・地理学的側面から醍醐寺領安食^{あじきのしょう}荘と関連づける研究がなされてきた地域である。

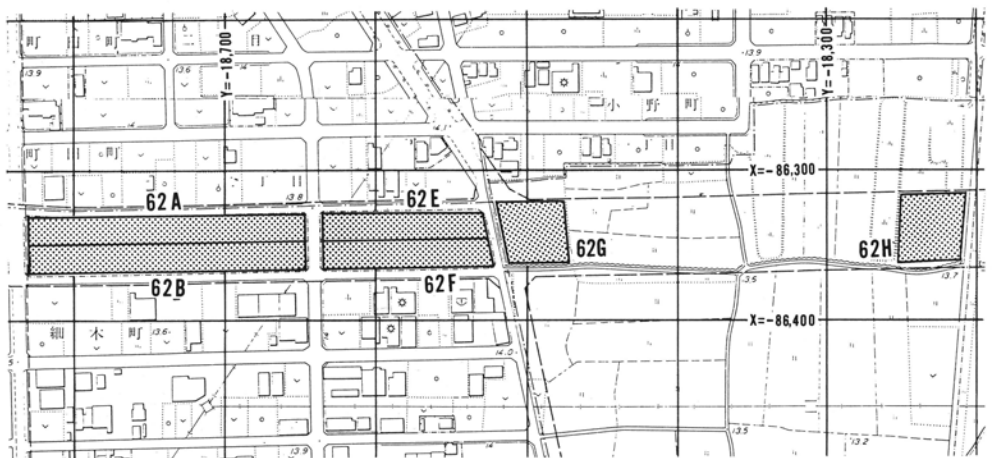
当地域が環状2号線予定地にかかるため、昭和61年度に試掘調査が実施され、条里制遺構の存在が確認された。この試掘調査の成果に基づき、昭和62年度より発掘調査を実施することとなったものである。本年度の調査は、8調査区(62A～62H区)に区分して実施した。

調査の概要

調査区の周辺は、上述のように条里制地割(遺構)が広範囲に展開するところであり、また「安食庄」の故地として古くより研究がなされてきたところである。こうしたことから、調査に際しては、この条里制地割の形成過程の究明を調査の重要課題の一つとした。

発掘調査の結果、現水田面下に複数の水田面を検出し、条里制地割が少なくとも15世紀前半代にさかのぼり得ることが明らかとなった。そのほかに、水田跡の下層で当初、予期し得なかった縄文時代および古墳時代の遺構を検出した。殊に、縄文時代に関しては、縄文時代前期の遺物包含層より上の層位で従来、県下で例をみない当該の火山灰層が検出され注目をあつめた。

(北村和宏)



第1図 松河戸遺跡調査区位置図(1:5000)

縄文時代：62E・F・G区にかけて縄文中期の遺構が検出された。遺構の中心はE・F区の東半にあたり、標高約12mの微高地上に立地する。主要遺構は、「集石状遺構」、集石土坑等である。「集石状遺構」はチャート、砂岩、ホルンフェンス等の礫が、数ブロック単位に人為的に集積されている。これらの集石は立石等の存在が認められず、祭祀用の施設とは考えにくく、また礫は被熱や破損を受けた形跡が認められず、調理用の施設と考えられている関東地方の集石遺構とも異なる。「集石状遺構」の周辺、土坑より石鏃、磨製石斧、石匙、磨石等の石器とともに、フレイク、チップ等が2000点以上出土しており、石器製作が行なわれた形跡がある。石器素材の圧倒的多数はチャートであるが、他に数十点ほど黒曜石・下呂石が認められる。このことから、「集石状遺構」は石器製作に関連したものと考えられよう。なお、町田遺跡同様の微高地の縁辺の谷状の落ち込みにおいて、縄文時代中期の遺物包含層より上の層位で火山灰層の堆積が検出された。



62E区 縄文時代遺構

(後藤浩一)

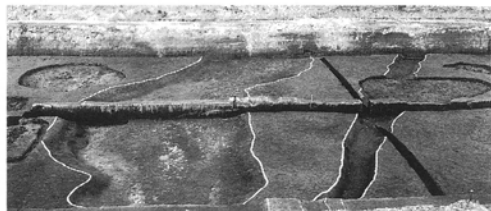
古墳時代：62A・B区および62F区で古墳時代の遺構が検出された。

62A調査区の中央微高地上で検出された土坑(SK201)は、径1.8m、深さ0.7mほどの円形プランのもので、その内から多量の土器が炭化物・灰とともに出土した。これらの土器は総じて「元屋敷式土器」に比定され、その一括性、器種の豊富さからみて、当該期の土器の編年的研究にとって、良好な資料となり得るものである。なお、この時期の遺構は、このほかに認められない。



62A区 SK201

6世紀前半代の遺構が、中央の微高地上及び東・西の低地にかけて広範囲にわたって検出された。遺構はいずれも溝で、幅0.5mほどのものから4～5mのものまでみられる。



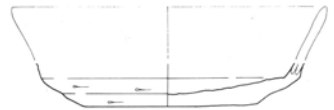
62A SD104(右) SD105(左)

そのほか、遺物としては62A～G区にわたって奈良、平安時代のものの出土をみるが、遺構を確認するにいたっていない。

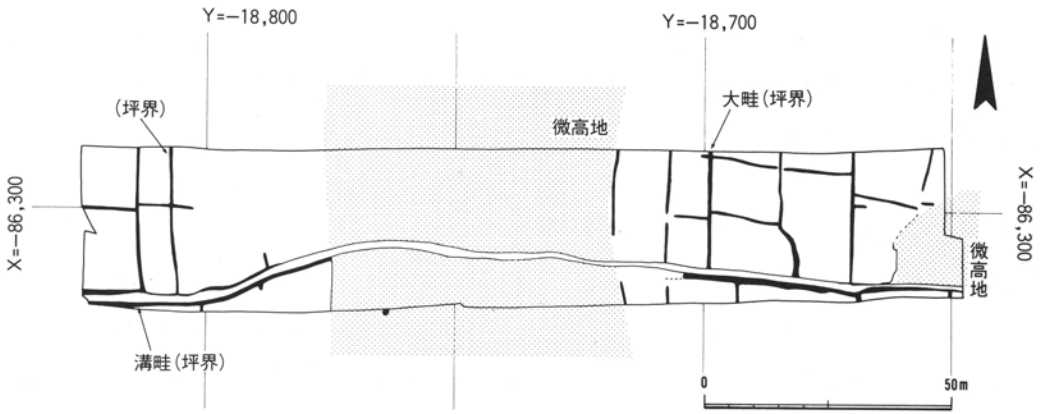
条里制遺構（水田跡）：62A～Hの各調査区において、条里制地割に基づくと考えられる水田跡が検出された。

62A・B区では、調査の結果、現水田面をふくめ少なくとも5面の水田面（下より水田跡Ⅰ～Ⅴ）が認められた。断面での観察による限りでは、それぞれの水田に伴う畦の位置は概ね重複しており、したがって、ほぼ現水田面の地割は、往時の姿を伝えているものと解される。面的に発掘調査を行ったのは、その最下の水田跡Ⅰである。この水田跡Ⅰは、東西に細長い調査区のほぼ中央に存する幅40mほどの微高地（基盤は砂礫層からなる）の両側で検出された（第3図）。ちなみにこの微高地上が水田化するのには、水田跡ⅡないⅢの段階である。問題となる水田跡Ⅰの年代観については、目下、遺物の整理・研究の途上にあるので結論的なことをここに述べることはできないが、(i) 水田跡Ⅰの覆土及び耕土上層より11・12・13・⑭・⑮世紀代の遺物（○…多）が出土、(ii) 畦中より、11・12・15世紀代の遺物が出土、(iii) 耕作土下で方位を異にする6世紀代の溝状遺構を検出、等々より現時点では、とりあえず、少なくとも15世紀代にさかのぼるものと解しておくのが一番穏当な見解と考える。

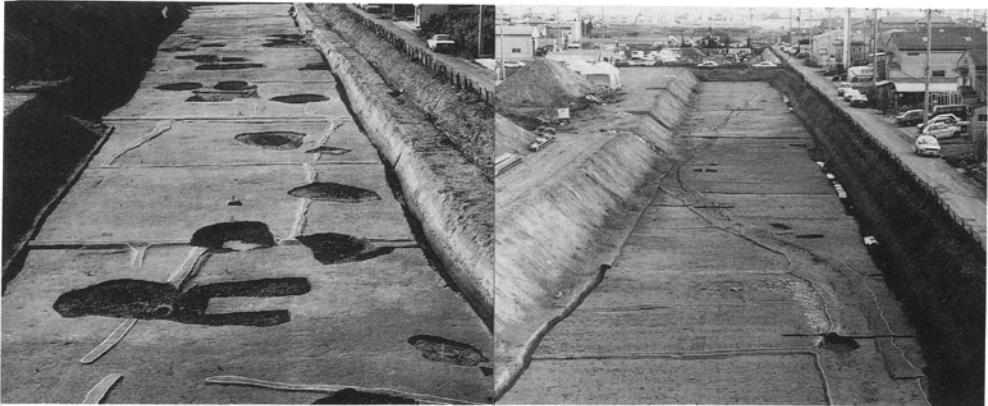
62E～Hの各調査区では、基盤が高いことに関連してか、62A・B区の水田跡Ⅰに対応すると考えられるものは認められなかった。ただ、基盤直上において11～15世紀代の各時期のもの出土をみた。この62E～H区の様相、62A・B区における中央微高地の存在および町田遺跡の微高地のあり方等々からみて少なくとも15世紀代ごろの時期には、調査地周辺の条里制地割のなかには、水田化していない微高地がかなり存したものと考えられる。
（北村和宏）



第2図 墨書「加知」須恵器62B区出土



第3図 A~D区遺構図(水田跡 I)



B・D区 東より

B・D区 西より



A・C区 東より

B・D区 西より

まとめにかえて

1. 「勝川廃寺」と条里制

勝川廃寺の地割と条里制地割との関連について、不十分ではあるが少し考えておきたい。第4図は、本年度の町田遺跡・松河戸遺跡及び勝川遺跡（一部57Ⅰ区）の調査で検出された15世紀代にさかのぼる水田跡と、勝川遺跡62Ⅱ区で検出された「勝川廃寺」の東大溝（推定）の位置図に、町田遺跡・松河戸遺跡で検出された大畦（坪界）をもとにした条里制の「坪界」（1町=110mで計算）を加えたものである。図の示すところによれば、「勝川廃寺」東大溝は、おおむね条里制地割上に合致してることが知られよう。厳密に云えば、溝は10mほど西方へズレるのであるが、1町=110mとした点、段丘の上・下、また地藏川を介するという地形上の問題、等々を加味すれば許容範囲と云えようか。ちなみに、この「勝川廃寺」の西大溝は、東大溝の西約220m（=2町）のところに位置している。

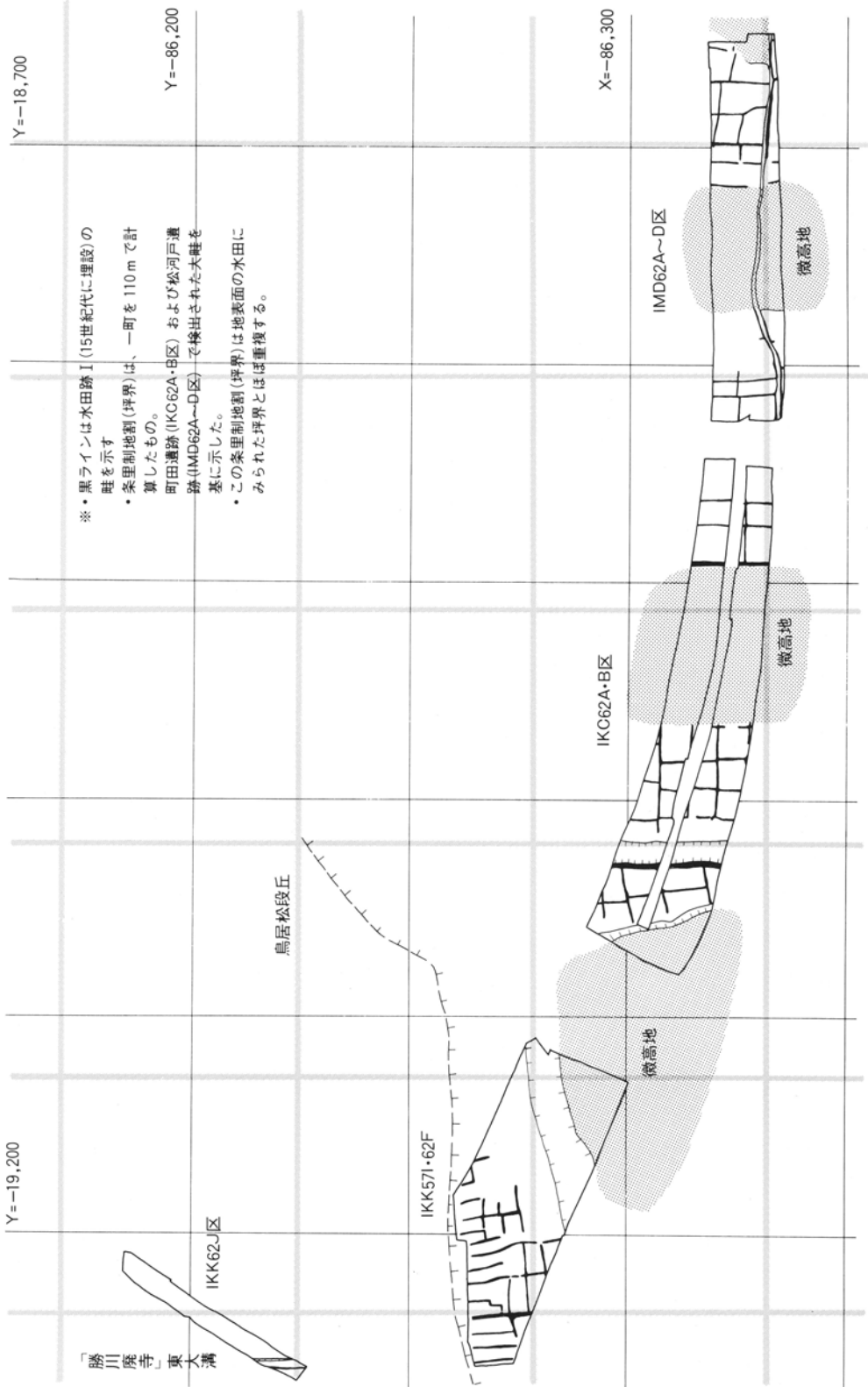
以上よりすれば、「ズレ」の問題は残るが、条里制地割と「勝川廃寺」の地割とは多分に関連する一極論すれば一連のもの一である公算が強まったと考えられる。もし、このように考えることが許されるならば、条里制に基づく水田の造成・編成の有無はともかくとして、少なくとも条里制にもとづく「地番付」は、「勝川廃寺」の東・西大溝の掘削時期までさかのぼり得る可能性がでてきたと云えよう。ちなみに、掘削時期については、西大溝下層より岩崎第17号窯式（新相）のものが出土している。

2. 「安食庄」の比定について

既述のように、今回の調査区は、「安食庄」の故地に比定される場所である。条里制遺構（水田跡）の項で記したように、調査の結果、少なくとも15世紀代にさかのぼり得る水田Ⅰの段階においては、条里制地割のなかには水田化していない微高地がかなり存することが知られた。このことは、これまで故地の比定に際し、「地籍図」と康治2年（1143）検注帳案の坪付の記載との対比という方法がとられてきたのであるが、上述の点で、従来の見解について再検討を行う必要が生じたものと云えよう。ただ、従来より、畠地の割合の大きいことが指摘されてきたのであるが、かかる微高地のあり方と関連するのかも知れない。

なお、安食庄の故地の比定に際して注目される遺物が出土したので、ここに紹介しておきたい（第2図）。これは、62A・B区の中央微高地東端部より出土した須恵器の杯身で、回転ヘラケズリ調整の底外面に「加知」と墨書がある。ここですぐに想起されるのが、「賀智里」である。もとより、この「加知」が「賀智里」である直接証拠はないが、きわめて興味深い資料といえよう。

（北村和宏）



第 4 区 桑里制遺構と「勝川廃寺」(1:600)